

平成28年度 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構の財務諸表 及び利益処分に係る知事の承認に関する評価委員会意見について

1 財務諸表に係る知事の承認に関する意見について

(1) 法的根拠

地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」(以下、「法人」という。)は、財務諸表を当該事業年度の終了後3ヶ月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、同第3項の規定に基づき、知事は承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。

(2) 評価委員会の意見

財務諸表について、合规性の遵守、表示内容の適正性などについて、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て審議を行った結果、試験研究部会としては、「意見なし」との結論に至った。

2 利益処分に係る知事の承認に関する意見について

(1) 法的根拠

地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、法人から知事に対して申請のあった利益処分(会計基準に定める目的積立金)について、同第5項の規定に基づき、知事は承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。

(2) 利益処分に係る法人からの申請

当期総利益	267,512,979 円
■目的積立金 (法人申請額) 使 途 : 「業務運営の質の向上及び組織運営の改善に充てる」	267,512,979 円
■積立金 (当期総利益 - 目的積立金) 使 途 : 「損失が生じた場合に充当」	0 円

(3) 知事の承認案

■目的積立金 : 267,512,979 円 (法人の申請額に同じ)

(4) 評価委員会の意見

利益処分について、合规性の遵守、表示内容の適正性などについて、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て審議を行った結果、試験研究部会としては、「意見なし」との結論に至った。